

(案)

ソーシャルビジネスマーク認証（スタートアップ事業）
に関する認証基準等の改正について

1. 趣旨

神戸市におけるソーシャルビジネスを推進するため、平成 24 年度より、市内で先進的に実施されている事業を認証する「KOBE ソーシャルビジネスマーク認証」制度を実施してきたが、スタートアップ事業の認証基準は相対的に高く、これまでの認証件数は2件（24年度：1件、25年度：1件）にとどまっている。

そこで、認証制度の基準を保ちつつ、より多くのソーシャルビジネスを認証するために、スタートアップ事業の認証基準について、下記のとおり改正する。

(参考)

スタートアップ事業

事業開始から概ね3年が経過し、今後成長が期待される事業

モデル事業

ビジネスモデルとして確立され安定的に取り組まれている事業

2. 改正内容

①認証基準の変更（KOBE ソーシャルビジネスマーク認証審査基準 関連）

(改正前)

スタートアップ事業については5段階評価項目において3以上の項目が4割以上、もしくは、合計点の7割程度とする。



(改正後)

スタートアップ事業については5段階評価項目において3以上の項目が4割以上、もしくは、合計点の6割程度とする。

②定義の変更（要綱第4条第1号 関連）

(改正前)

(1) 活動開始から概ね3年が経過し、今後成長が期待されている事業



(改正後)

(1) 活動開始から概ね2、3年が経過し、今後成長が期待されている事業